

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二」を「第二条、第二条の二、第二条の三、第三条」に、「第十六条」を「第十五条」に改める。

第七条を第十条とする。

第六条第二項中「第三条第二項」を「第六条第二項本文」に改め、同条第三項中「第五条」を「第八条」に改め、同条を第九条とする。

第五条第二項中「第三条第二項」を「第六条第二項本文」に改め、同条を第八条とする。第四条中「前条」を「前条第一項及び第二項本文」に改め、同条を第七条とする。

第三条第一項中「により」の下に「行い、前条第二号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（第三条第二号に掲げる場合にあっては、二週間）」を加え、同条第二項に次のただし書を加え、同条を第六条とする。

ただし、非常勤職員が前条第二号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第二条の見出し及び同条中「第二条の二」を「第二条の三」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情）

第五条 条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 第三条第二号に掲げる場合に該当すること。

二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第一条の次に次の二条を加える。

（条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員）

第二条 条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。第三条、第五条及び第六条において同じ。）以外の非常勤職員とする。

一 次のいずれにも該当する非常勤職員

イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

ハ 一週間の勤務日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第三条第二項又は第四条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この号において同じ。）が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十日以上である非常勤職員

二 次条第二号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

三 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
（条例第二条の二第二号の人事委員会規則で定める場合等）

第三条 条例第二条の二第二号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、人事委員会規則で定める日は、当該各号に定める日とする。

- 一 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）第十条第一項の表第九号の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

二 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

- (1) 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
 - (一) 死亡した場合
 - (二) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合
 - (三) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合
 - (四) 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。